

K I T グローバル人材育成プログラム（派遣）
2026 年度第 2 回企業インターンシップ／研究インターンシップ
募集要項

1. 趣 旨：

学生が個人で応募する海外の高等教育機関・企業等において行うインターンシップについて奨学金を支給する。

2. 対 象：

原則として 2026 年 8 月 1 日～2027 年 2 月 28 日の間に渡航を開始する、16 日以上（移動日は除く）1 年以内のプログラムであること。

※2026 年 8 月以降に開始したインターンシップであって、申請時に渡航中もしくはすでに終了しているインターンシップについても申請を可能とする。

※申請時点で受入許可を得ていなくても申請可能であるが、受入機関との交渉状況も含め選考を行う。

3. 奨学金の支給要件：

K I T グローバル人材育成プログラム（派遣）2026 年度奨学金募集要項（以下、「奨学金募集要項」とする）（4）に定める要件に加え、以下の①～⑦に掲げる要件をすべて満たすものとする。

K I T グローバル人材育成プログラム（派遣）2026 年度奨学金募集要項

https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/07/GI_scholarship_2026.pdf

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。ただし、該当しない者であっても、他の要件をすべて満たす場合には、支給月数 3 か月分を上限に支給対象とする。
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が 2.30 以上である者。（成績評価係数の算出方法については、0 奨学金募集要項「成績評価係数算出方法」参照）
- ③ 派遣期間が連続して 16 日以上 1 年以内であること（ただし 1 か月以上を優先的に支援する）。原則として 2026 年 8 月 1 日から 2027 年 2 月 28 日までの間に渡航を開始すること。
- ④ 奨学金を支給する期間は、原則として 2027 年 3 月末までとする。（留学計画は、年度をまたぐものを可とする。）
- ⑤ 奨学金の支給月数は奨学金募集要項別紙 2「派遣期間換算表」に基づき決定される。なお、予算上の都合により、支給月数を調整する場合がある。
- ⑥ プログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金（授業料や現地滞在費に対する支援も含む。）等およびインターンシップ先の企業等からの報酬の受給月額の合計が、本募集により支援する予定の奨学金月額を超えない者。

なお、これらについて現地通貨で記載されている場合、みずほ銀行の公示相場（<https://www.mizuhobank.co.jp/market/quote.html>）の 2026 年 4 月 1 日付 TTB 電信買い

相場を用いて換算した金額を適用する。

- ⑦ インターンシップ先については、国際交流協定締結校または本学とインターンシップに係る合意書を締結できる機関とする（国際交流協定締結校でない場合は、合意書を締結できるかどうか確認しておくこと）。

4. 奨学金：

月額8万円～12万円（派遣地域による）

※奨学金募集要項別紙4「2026年度「海外留学支援制度」国・地域コード表」のとおり。

5. 留意事項等：

- ① 2026年8月以降に開始したインターンシップであって、申請時に渡航中もしくはすでに終了しているインターンシップについても申請を可能とする。
- ② 採用決定後に上記の支給要件を満たさないことが判明した場合、採用を取り消す。
- ③ 採用決定後に受入先機関等が変更となった場合、再度審査を行うことがある。変更内容によっては、採用を取り消すことがある。
- ④ 採用決定後の渡航先変更により国・地域区分が変更となった場合、原則として変更前・変更後の奨学金月額のいずれか低い方を支給する。

4. 申 請：

申請期限：2026年9月30日（水）17：00

申請方法：申請希望者は下記問合せ先へ連絡すること。国際課にて確認後、申請方法を通知する。申請期限までに必要書類を揃えて国際課へ提出すること。

<提出書類>

- ・申請書兼推薦書
- ・誓約書
- ・TOEIC（または TOEFL、IELTS）のスコアの写し
- ・成績証明書
- ・受入機関の責任者が発行する受入承諾書（Eメール可）
- ・留学計画書
- ・留学中の報酬に関する記載がある文書（Eメール可）
- ・受入機関との交渉状況がわかる書類（Eメール可）

5. 選 考：

国際センターにおいて、成績評価係数、英語能力及び出願書類に基づく書類選考を行い、書類審査通過者には面接選考を実施の上、採択者を決定する。

面接選考実施予定日：2026年10月14日（水）、10月19日（月）

6. その他：

- ・ 渡航準備等、留学に際して必要な手続等は、自身の責任において行うこと。
- ・ 日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生もしくは貸与奨学生である場合には、留学に当たり必要となる手続きについて学生支援・社会連携課に確認し、手続きを行うこと。
- ・ 派遣期間の変更が生じた場合、速やかに国際課へ連絡すること。なお、派遣期間が短縮される場合には、変更後の派遣日数に応じて奨学金支給月数は減少する。一方、派遣期間が延長される場合には、原則として奨学金支給月数は増加しない。
- ・ 留学中および帰国後は、メンターとして海外派遣を希望する学生の支援活動に参加すること。

【本件担当・問合せ先】

国際課海外留学係

go@jim.kit.ac.jp